

議案第 79 号

海老名市奨学金条例の一部改正について

海老名市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

給付資格等を見直したいため

海老名市奨学金条例の一部を改正する条例

海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

（2） 高い学習意欲を有すること。

第12条第2号中「学業の成績又は」を削る。

第13条中「第12条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第12条の規定は、平成29年4月1日以後に給付を決定する奨学金について適用する。